

# 青森県報

号外第六十六号

平成二十三年  
七月一日  
(金曜日)

## 目次

公 告

第九次青森県卸売市場整備計画の策定…………… (総合販売戦略課) …… 1

## 公 告

### 第九次青森県卸売市場整備計画の策定

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六條第一項の規定により、第九次青森県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

平成二十三年七月一日

青森県長 三 枝 伸 昭

#### 第1 目標年度

平成20年度を基準年度とし、平成27年度を目標年度とします。

#### 第2 卸売市場の適正な配置の方針

卸売市場の配置については、国の「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」（平成23年3月公表）との整合性を保ちながら、各流通圏において、需給調整機能及び主体的な価格形成機能をもつ中央卸売市場を「基幹市場」とし、当該流通圏において拠点的作用を果たす地方卸売市場のうち大規模で地域流通の中核的拠点となるべきものについては「中核的中央卸売市場」として、それ以外

の拠点的作用を果たす地方卸売市場を「地域拠点市場」としてそれぞれ配置します。

#### 1 青果物

##### (1) 青森流通圏

この地域における市場は、基幹市場である青森市中央卸売市場、中核的中央卸売市場である大魚株式会社むつ総合卸売市場、地域拠点市場である株式会社五所川原中央青果及び五所川原市にある小規模市場の4市場で構成されています。

基幹市場、中核的中央卸売市場及び地域拠点市場は、それぞれ存置及び存置整備することとし、それぞれの市場機能の充実に努めます。

##### (2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的中央卸売市場である弘前中央青果株式会社のみであり、存置の方向で市場機能の充実に努めます。

##### (3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場、地域拠点市場である十和田市地方卸売市場と南部町営地方卸売市場で構成されています。それぞれ存置及び存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

#### 2 水産物

##### (1) 産地市場

本県は三方が海に面しており、また、そのふところに陸奥湾を有することから海岸線には数多くの漁港が点在し、これらの漁港には卸売市場又は荷さばき所が設置されていますが、今後も地域の実情に応じて、水産基盤整備に基づき漁港及び後背施設の整備をしていきます。

産地市場は、水産物の生産と流通の接点としての役割を果たしており、産地における出荷及び加工機能との関連性が強いことから、地域の実情に即した市場施設の近代化、取引の合理化に努め、水揚量及び魚種構成の変化、地元加工業者の生産動向など、今後の水産物流通を巡る諸条件の変化に対応した効率的な流通が確保されるよう配置します。

また、国が策定した「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」（平成13年3月30日付け12水漁第450号水産庁長官通知 平成22年4月26日一部改正）に即して、産地市場としての機能強化を推進し、水産物流通コストの

削減を図り、多様化・高度化する需要者ニーズに的確に対応していきます。

具体的には、公正な価格の形成、市場取引の効率化、市場経営の基盤強化等を図る観点から、年間取扱高の小規模な市場及び荷さばき所のみならず、比較的大規模な市場も視野に入れて産地市場の経営合理化に向けた取組を推進していきます。市場の経営の合理化に当たっては、全国規模の出荷圏を有し、かつ消費地市場化も目指す「大量広域流通圏型市場」や、当日売買圏型として地場流通を支える「地域拠点型市場」、ブランド志向で、概ねキロ単価一千円以上の魚介類を主体に扱うことを目指す「特定魚種流通型市場」の3つのタイプを想定し、各市場の実態と未来像を総合的に勘案するとともに、今後関係者との十分な協議を図りながら検討を進めていきます。

これらのことを踏まえて、以下のとおり整備及び検討に努めていきます。

市町村等	整備の方向
八戸市	東日本大震災に係る復旧整備に努め、八戸市第一角市場・第二角市場・第三角市場の機能集約に伴う市場等整備と併せて、大量広域流通圏型市場等を目指すものとします。
三沢市	三沢市魚市場については東日本大震災に係る復旧整備に努め、地域拠点型市場を目指すものとします。
六ヶ所村	泊魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
東通村	白糠魚市場及び近隣荷さばき所の共同市場構想に基づく地域拠点型市場の設置を検討するものとします。
むつ市	大畑町魚市場については存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
大間町及び周辺市町村	大間漁業協同組合魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
中泊町	小泊漁業協同組合魚市場及び下前魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
鯺ヶ沢町	鯺ヶ沢魚市場については、特定魚種流通型市場の形成を検討するものとします。
深浦町	深浦魚市場、大戸瀬魚市場及び近隣の荷さばき所による特定魚種流通型市場の形成を検討するものとします。
その他の各市場及び荷さばき所	このほか、各市場及び荷さばき所において、水産物流通や市場運営状況など実情を勘案して必要が生じた場合は、整備若しくは統合等により水産物流通機能の充実を図るものとします。

(2) 消費地市場

消費地市場については、青森市中央卸売市場が県内全域にわたる水産物の拠点になっており、基幹市場としての役割を果たしています。

さらに、消費地における水産物の円滑な流通を図るため、青森市中央卸売市場からの距離、分荷の状況等を考慮して、弘前市、五所川原市及びむつ市に地方卸売市場を配置しており、各流通圏の消費者へ安定的に水産物を供給していきます。

これらの市場については、存置若しくは存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

今後、八戸市については、当該地域の実情を勘案して必要が生じた場合、地方卸売市場の配置について計画します。

(3) 陸奥湾圏荷さばき所

本県の陸奥湾は、我が国有数の内湾で、その特色を生かしたホタテガイ養殖が盛んであり、水揚げされたホタテガイは、青森県漁業協同組合連合会によって一括入れされています。

このことから陸奥湾圏域では、一般的に産地市場を経由する他の水産物とは流通経路が異なるうえ、他の水産物の水揚げが極めて少ない等の理由から産地市場が形成されず、全て荷さばき所となっていることから、今後は、これら荷さばき所の効率的な整備を図ります。

3 食肉

現在、全国の食肉卸売市場は39市場あり、このうち中央卸売市場は10市場、地方卸売市場は29市場ですが、北海道・東北には宮城県仙台市中央卸売市場があるのみとなっています。

本県においては、食肉卸売市場が設置されていないことから、食肉の取引は、相対取引による枝肉及び部分肉流通が主体となっています。

食肉の適正な取引、価格形成を図るうえで、市場取引が望ましいと考えられますが、買参人の確保や部分肉流通の増加等から新たに食肉卸売市場を配置することは現実的に難しいのが実情となっています。

このため、今後は、実質的に卸売市場的な役割を果たしている、既設食肉センターの整備・機能強化等を通じて、食肉流通の円滑化を図っていきます。

4 花き

花き市場については、鮮度保持のための施設の整備等を図り、効率的な運営を図ることを目標に市場整備を検討していきます。

(1) 青森流通圏

この地域における市場は、基幹市場である青森市中央卸売市場のみであり、第9次中央卸売市場整備計画に基づく再編措置に取り組み、市場機能の充実に努めます。

(2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的地方卸売市場である弘果弘前中央青果株式会社関連会社である株式会社弘前花き及び2つの小規模市場です。これらの市場については存置とし、統合について必要が生じた場合には、関係者による協議の場を設けるなどして検討しながら市場整備を図っていきます。

(3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場のみであり、存置整備することとします。

5 配置の計画

県内の卸売市場の具体的な配置計画及び存置、存置整備（存置、施設整備）、統合、廃止等の整備方針については、次表のとおりです。

## 卸売市場配置計画

青果物	流通圏			配置位置	当該流通圏の既存市場				整備方針			卸売市場整備地区指定の有無	備考
	水産物	食肉	花き		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取目			
1	1		1	青森市	青森市	(1)総合卸売市場 青森市中央卸売市場	中	第9次中央卸売市場整備計画に基づき整備	中	青果物 水産物 花き	無	基幹市場	
1			1	五所川原市	五所川原市	(2)青果物卸売市場 地方卸売市場 五所川原中央青果 五所川原第一青果(小規模) (3)水産物卸売市場 五所川原地方卸売市場 丸中五所川原中央水産(株)	民	存置、施設整備	民	青果物	無	地域拠点市場	
1			1				民	-	民	青果物	無		
1	1		1	むつ市	むつ市	(1)総合卸売市場 地方卸売市場 大魚(株)むつ総合卸売市場 (3)水産物卸売市場 地方卸売市場大畑町魚市場(産)	中核	存置、施設整備	民	青果物 水産物	無	中核的 地方卸 売市場	
	1		1	深浦町	深浦町	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場深浦魚市場(産) 地方卸売市場大戸瀬魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無		
	1		1	鱸ヶ沢町	鱸ヶ沢町	(3)水産物卸売市場 鱸ヶ沢漁業協同組合	民	存置	民	水産物	無		
	1		1	中泊町	中泊町	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 小泊漁業協同組合魚市場(産) 地方卸売市場下前魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無		
	1		1	大間町	大間町	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 大間漁業協同組合魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無		
	1		1	東通村	東通村	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場白糠魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無		
	3		3	六ヶ所村	六ヶ所村	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場泊魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無		
	3		3	三沢市	三沢市	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場三沢市魚市場(産)	公	存置、災害復旧整備	公	水産物	無		

3	東北町	東北町	(3)水産物卸売市場 小川原湖地区卸売魚市場 (小規模)	民	存置	民	水産物	無			
	2	弘前市	(1)総合卸売市場 弘果弘前中央青果(株) (中核)	中核	存置	民	青果物 き	無	中核的 地方卸 売市場		
			(3)水産物卸売市場 弘前水産物卸売市場 (中核)	中核	存置	民	水産物	無	中核的 地方卸 売市場		
2			(4)花き卸売市場 (株)弘前生花市場 (小規模) 弘前堅田生花(株) (小規模)	民	-	民	き 花	無			
			2								
3	八戸市	八戸市	(1)総合卸売市場 ①八戸市中央卸売市場	中	第9次中央卸売市場整備計 画に基づき整備	中	青果物 き 花	無	基幹市場		
			3	八戸市	(3)水産物卸売市場 ②地方卸売市場 八戸市第一魚市場 (産)	公	存置、災害復旧整備	公	水産物	無	
					3	八戸市	③地方卸売市場 八戸市第二魚市場 (産) ④地方卸売市場 八戸市第三魚市場 (産)	公 公	水産物 水産物	無 無	
3	南部町	南部町	(2)青果物卸売市場 ⑤南部町宮地方卸売市場	公	存置、施設整備	公	青果物	無			
			3	十和田市	(2)青果物卸売市場 ⑥十和田市地方卸売市場	公	存置、存置整備	公	青果物	無	地域拠点市場

注1 流通圏の番号の青果物及び花きに係る「1」は青森流通圏、「2」は弘前流通圏、「3」は八戸流通圏、また、同欄の水産物に係る「1」は県下全域の流通圏を示す。  
 2 当該流通圏既存市場の欄の市場名に係る「(小規模)」は小規模市場、「(産)」は産地市場を示す。  
 3 当該流通圏既存市場及び整備方針の欄の区分に係る「中」は中央卸売市場、「公」は公設の地方卸売市場、「民」は民営の地方卸売市場、「中核」は中核的  
 4 「卸売市場整備地区」とは、近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として知事が指定する地区をいう。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的事項

1 立地条件

- (1) 立地周辺の土地利用との調整を考慮しつつ、都市計画等との整合性を確保するものとし、特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮するものとし、
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所を選定するものとし、
- (3) 各種施設が適正に配置され利用施設の効率性が確保できる地形とするものとし、
- (4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域に立地するものとし、

2 施設の種類

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要な施設を計画的に整備するものとし、また、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとし、

施設	例	示
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売施設、活魚販売設備	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売施設、活魚販売設備
駐蔵・搬送施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック
衛生施設	発泡スチロール処理施設、じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室	発泡スチロール処理施設、じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室
情報・事務処理施設	センサ、卸売価格表示設備、見学研修設備	センサ、卸売価格表示設備、見学研修設備
管理施設	管理事務所、業者事務所	管理事務所、業者事務所
加工厚生施設	ハナチ熟成加工室、小分け・包装設備	ハナチ熟成加工室、小分け・包装設備
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室	医療設備、休養室、更衣室
関連事業施設	関連商品売場	関連商品売場
以上の施設に付帯する施設	給電設備、給油所、空調設備、計量設備	給電設備、給油所、空調設備、計量設備

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じて整備するものとし、

3 施設規模

施設の規模については、卸売市場整備基本方針に示された「卸売市場施設規模算定基準」（別記）に基づいて算定される施設規模を目安とします。

4 施設の配置、運営及び構造

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や、加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備については、PFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき指定管理者制度の活用により、市場使用料の抑制等に努めるものとし、

さらに、卸売市場の費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討するものとし、

- (1) 卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置することとします。また、中央卸売市場においては、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等を考慮しつつ、中央卸売市場ごとに数値目標や方針を策定することとします。

- (2) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進することとします。

また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進することとします。

- (3) 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、

太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進することとします。

(4) 取扱量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保に努めるものとします。

(5) 大規模増改築等卸売市場施設の新社に当たっては、外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とするよう努めるものとします。また、(1)の低温(定温)管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設について計画的に配置するよう努めるものとします。

(6) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分配慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこととします。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図ることとします。

(7) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮するよう努めるものとします。

(8) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、取引における生鮮EDI標準(受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め)の活用、無線ICタグ(メモリー機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札(タグ)の導入等の情報技術の活用を図っていくほか、産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入について検討するものとします。

また、必要に応じて市場内におけるLAN(構内情報通信網)や通い容器に対応した搬送施設の整備、通い容器の一時保管場所の確保に努めるものとします。

(9) 卸売市場の多様な機能の發揮と、周辺環境の調和を図るとともに、必要に応じて展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能(快適性)を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等の設置に努めるものとします。

(10) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とするものとします。

#### 第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに品質管理の高度化に関する事項

##### 1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保することとします。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図るものとします。

(1) 卸売市場における売買取引については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持つている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定し、それを遵守するものとします。

売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や商物一致原則の例外措置の活用、国が示すガイドラインに即した受託拒否の禁止の例外措置の適切な運用等を図るため、各卸売市場において市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーン・マネジメントシステム(商品供給最適管理システム)の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むものとします。

(3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のため生産者及び実需者との連携による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図るよう努めるものとします。

また、東日本大震災により機能が著しく損なわれた被災地の市場の機能を補完する観点から、県を越えた広域的な連携に努めるものとします。

なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱をきたすことのないよう、市場取引委員会の場等で十分な議論を行うものとします。

(4) 迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検証し、事務の簡素化の徹底を図ることとします。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情

報技術の活用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進するものとし、

(5) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保するものとす。

(6) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めることとす。

また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食料品等の仕入先及び仕入日並びに販売先及び販売日等の入荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティの確保に努めるものとす。

なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力するものとす。

(7) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めるものとす。

(8) 大規模小売店の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の乱用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口を積極的に活用することにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めるものとす。

(9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、卸売市場全体の利益を考えることができる幅広い視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めるものとす。

(10) 卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めるものとす。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働者の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとす。

(1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めるものとす。

(2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮するとともに、場外保管施設の適切な活用を推進することとす。

(3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進することとす。

## 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、これをその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組むものとす。

この場合、HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方を取り入れた品質管理に努めるものとす。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮やナイフの消毒等に取り組むものとす。

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

### 1 業者の経営基盤の近代化

#### (1) 卸売業者

卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充





事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、その推進に努めるものとします。

(2) 最新の物流システムを導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりを目指すものとします。

(3) 食の安全の確保と環境問題の深刻化に対応するため、より安全な農産物の生産推進や「有機食品検査認証制度（JAS法）」及び「青森県特別栽培農産物認証制度」の活用とも運動を図りながら、商品検査体制の充実と各種廃棄物の発生の抑制とリサイクルシステムの確立に努めます。

(4) 災害時における卸売市場の果たす役割は重要であり、施設の防災性について調査点検を強化するものとします。

また、災害時における被災者への食品の確保・提供のための機能を充実するものとします。

特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努めるものとします。また、食の安全に係る事件・事故が発生した場合の業務運営に当たっては、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めるものとします。

(5) 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意して、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供にも十分配慮するものとします。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮するものとします。

(6) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努めます。

(7) 地方卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるよう留意するものとします。

別 記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S i : 目標年度における売場施設の必要規模

g t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

f i : 売場施設経由率

μ i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 2.5 \text{ m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_0} + M \right)$$

S t : 目標年度における駐車場の必要規模

g t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ 0 : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = ( 1 + a ) \cdot ( S i + S t + R )$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S i : 各施設の必要規模

S t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭